

ワーク・ライフ・バランス推進企業募集中！

岐阜県では、従業員の「仕事と家庭の両立支援」に取り組む県内の企業・団体を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録します。（登録料はかかりません。）



● 対象企業等（各種団体、個人事業主も対象です）

- ・岐阜県内に本社又は事業所を有すること
（本社・本店だけでなく、支社・支店など系列事業所の登録もできます）
- ・次世代育成支援対策推進法第12条に基づく一般事業主行動計画を策定し、所管労働局に届け出ること

● 登録するとこんなメリットがあります

◀登録企業やその従業員が金利優遇措置を受けることができます！▶

- ・県内の優遇制度を設けている金融機関で、登録企業対象の資金融資や従業員が利用する各種ローンなどで金利優遇措置を受けることができます。

取扱金融機関(五十音順)	商品名(一例)	対象	内容
大垣共立銀行	マイカーローン	従業員	年1.0%優遇
岐阜県 JA バンク	マイカーローン	従業員	年0.1%優遇
岐阜信用金庫	フリーローン	従業員	年1.0%優遇
十六銀行	じゅうろくライフサポートローン	従業員	年1.5%優遇
関信用金庫	カーライフプラン	従業員	年0.5%優遇
高山信用金庫	教育ローン	従業員	年0.1%優遇
東海労働金庫	ろうきんローン	従業員	通常より優遇
東濃信用金庫	ファミリーローン	従業員	年1.0%優遇
飛騨信用組合	フリーローン	従業員	年0.3%優遇
益田信用組合	職域ローン(企業の宝)	従業員	年0.5%優遇

※商品名及び内容については、一例であり、詳細は各金融機関へお問い合わせください。

◀県の建設工事入札参加資格審査において、加点されます！▶

- ・建設工事入札参加資格審査に係る主観的事項審査において、主観点数が加算されます。
なお、令和7年3月31日以前の登録では「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度」
（タイプⅡに限る。）に登録されている場合のみ、主観点数が加算されます。

《ジンサポ！ぎふで特典があります！》

- ・岐阜県中小企業総合人材確保センターにおいて、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として求人を出すことができます。

《企業イメージの向上につながります！》

- ・県のホームページで登録企業名を紹介します。
 - ・「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業シンボルマーク」を使用して、登録企業であることをPRできます。
 - ・「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録証」を発行します。
- ※登録企業には「ワーク・ライフ・バランス推進企業ステッカー」をお配りしています。



「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録証」
(A4 サイズ)



「ワーク・ライフ・バランス推進企業ステッカー」
(8cm×2.2cm)

● 登録方法（随時受付をしています！）

県のホームページ内「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度」登録フォームから、新規登録・更新手続きができます。

詳細はこちらから

[岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録](#)

[検索](#)

- ・「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し（第一面）及び（第二面・第三面）も登録フォームに添付してください。

※「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録届出書」のご提出でも登録ができます。「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し（第一面）及び（第二面・第三面）とあわせてFAX、メールまたは郵便でお送りください。



＝宛先・お問い合わせ先＝

岐阜県 子ども・女性部 男女共同参画推進課 両立推進係

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1

TEL 058-272-8237(直通) FAX 058-278-2611

E-Mail c11234@pref.gifu.lg.jp

岐阜県のワーク・ライフ・バランス推進に関する情報はこちら

<http://www.pref.gifu.lg.jp/page/8315.html>

